

所得税の申告

問い合わせ
富田林税務署 ☎ 0721-24-3281

●確定申告はお早めに

平成21年分の所得税の申告および納税は、2月16日(火)から3月15日(月)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告および納税は、3月31日(水)までです。

サラリーマンなどの還付申告は、2月15日(月)以前でも申告書を提出することができます。

なお、国税庁ウェブサイトでは「確定申告書等作成コーナー」を掲載しており、画面の案内に従って入力すれば所得金額や税額が自動的に計算され、計算誤りのない申告書が作成できるほか、作成した申告データを直接「e-Tax」により送信することができます。

また、同コーナーで作成した申告書を印刷し(モノクロ印刷でも可)、税務署へ提出することができます。

申告期限間際になりますと申告書の提出窓口は、たいへん混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので確定申告書は、自分で書いて早めに提出をお願いします。

提出の前には、記載事項や添付書類に漏れがないか、もう一度よくご確認ください。

作成した申告書は、郵便または信書便【確定申告書の控えが必要な方は、複写により作成した申告書控え(複写式でないものについては、ボールペン等で記載)のほか返信用封筒(あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付)を同封の上、送付願います。】により提出することができます。

税務署の閉庁日は、税務署庁舎に設けている時間外收受箱に投函することで提出できます。

申告書の記載内容等についての審査は提出後に行うこととしております。記載誤り等があり訂正していただく場合は、後日、税務署より連絡させていただきます。

すばるホール他、各申告相談会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えをご持参ください。

●サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場(サポートセンター)のお知らせ

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除および中途退職者に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。(羽曳野市での開催はございません。)

会場名	開設時間	開設日
河内長野市役所8階 802会議室 (河内長野市原町1-1-1)	10:00～12:00	2月4日(木)・5日(金)・8日(月)・ 9日(火)・10日(水)・12日(金)・ 15日(月)
藤井寺市民総合会館別館 中ホール (藤井寺市北岡1-2-8)	13:00～16:00	1月27日(水)・28日(木)・29日(金)・ 2月1日(月)・2日(火)

※上記会場は、近畿税理士会富田林支部のご協力をいただいで開催します。

●税理士による地区相談会場のお知らせ

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。(羽曳野市での開催はございません。)

会場名	開設時間	開設日
河内長野市商工会館 (河内長野市昭栄町7-3)	10:00～12:00	2月16日(火)・17日(水)・ 18日(木)・22日(月)・23日(火)・ 24日(水)
藤井寺市民総合会館別館 中ホール (藤井寺市北岡1-2-8)		2月17日(水)・18日(木)・ 19日(金)・22日(月)・23日(火)・ 24日(水)
大阪狭山市商工会館 (大阪狭山市今熊1-540-3)	13:00～16:00	2月16日(火)・18日(木)・23日(火)・ 25日(木)・3月2日(火)
堺市美原商工会館 (堺市美原区北余部661-4)		2月16日(火)・17日(水)・25日(木)・ 26日(金)・3月1日(月)

- ・各会場の受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合があります。
- ・相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っておりません。
- ・各会場の駐車場に限りがありますので、電車・バス等の公共機関をご利用ください。
- ・各会場では、電話によるお問い合わせはお受けしておりません。電話での問い合わせは、富田林税務署(☎0721-24-3281)に電話していただいた後、アナウンスに従い電話機を操作してください。

●e-Taxについて

所得税・消費税の確定申告書の提出や納税が自宅のパソコンからできます。

「e-Tax」は、申告等の手続のために税務署へ足を運んでいただく手間が省けるほか、確定申告の時期には、土・日曜も含めて24時間いつでも利用可能となります。

また、「e-Tax」を利用して所得税の確定申告を行っていただきますと、①最高5,000円の税額控除(注1)、②源泉徴収票等の提出省略(注2)、③税金の早期還付など書面による申告に比べてメリットがあり、大変便利なものとなっております。

なお、国税庁ウェブサイトには「確定申告書等作成コーナー」を掲載しており、画面の案内に従って入力すれば所得金額や税額が自動的に計算され、計算誤りのない申告書が作成できるほか、作成した申告データを直接「e-Tax」により送信することができます。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用いただくとパソコンから申告書の提出や納税ができます。

詳しくは、e-Taxウェブサイト <http://www.e-tax.nta.go.jp>、または国税庁ウェブサイト <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。

(注1)平成19・20年分で5,000円控除を受けた方は受けられません。

(注2)一定の要件があります。

富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です。

開設期間 1月25日(月)～3月15日(月)

(土・日・祝を除く。ただし2月21日(日)および2月28日(日)は開設します。)

開設時間 午前9時～午後5時

開設場所 すばるホール 富田林市桜ヶ丘町2番8号

※すばるホール会場では、納税および納税証明書の発行は行っておりません。

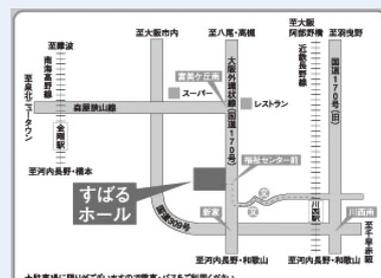
問合せ 富田林税務署 TEL0721-24-3281(代表)

(※上記番号におかけいただくと自動音声により案内しております。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話によるお問い合わせはお受けしていません。)

・会場の受付は、混雑状況により早めに締め切らせていただく場合があります。

・開設期間中は、富田林税務署庁舎内には確定申告会場を設けておりません。

作成済みの申告書等の受付、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行いません。



交通：近鉄長野線川西駅から徒歩8分 南海小金台2丁目バス停から徒歩8分 近鉄富田林駅からレインパークバス「すばるホール」で下車